

## 宮代町談合情報対応要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する工事、業務委託及び物品購入の入札の執行に当たり、入札談合等の不正行為に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合の対応に関し必要な事項を定めるものとする。

### (談合情報の確認)

第2条 談合情報の通報を受けた者は、通報者に対して次に掲げる事項その他必要事項を確認し、直ちに談合情報調書（様式第1号）を作成し、当該入札事務を所掌する長（宮代町課設置条例（平成6年宮代町条例第8号）第1条に掲げる課の長及び宮代町水道事業の設置等に関する条例（昭和41年宮代町条例第20号）第3条第2項に規定する室の長（以下「課長等」という。））へ送付するものとする。

- (1) 通報者の氏名及び連絡先
- (2) 入札対象工事等の名称
- (3) 入札（予定）日時、場所
- (4) 落札予定業者名及び落札予定金額
- (5) 談合等が行われた日時及び場所
- (6) 談合等に関与した業者名
- (7) 談合等の方法

2 課長等は、談合情報の通報を直接受けたとき又は新聞等の報道（報道機関を經由した通報を含む。以下「報道等」という。）により談合情報を直接把握したときは、自ら談合情報調書（様式第1号）を作成するものとする。

3 報道等により談合情報を把握したときは、課長等は、当該報道機関に対し、取材及び報道活動に支障のない範囲で通報者等の談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

4 通報者が明らかなきときは、課長等は、通報者に対して情報内容の裏付け等の詳細を確認するものとする。

5 課長等は、談合情報への対応に当たり、入札までの時間的余裕がないときにあつては入札日の延期又は入札開始時刻の繰り下げを行い、また、入札開始後にあつては入札の中断又は延期をするものとする。

### (談合情報の報告)

第3条 課長等は、談合情報の通報を受けたとき又は報道等により談合情報を把握したときは、直ちにその概要を町長に報告するものとする。

2 課長等は、前条の談合情報調書を受領又は作成したときは、直ちに談合情報通知書（様式第2号）により宮代町工事請負等業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）に通知するものとする。

### (信憑性の判断)

第4条 業者選定委員会は、談合情報の内容の信憑性について判断するものとする。

2 業者選定委員会は次のいずれかに該当する場合は、原則として信憑性があるものとする。

- (1) 情報提供者の氏名及び連絡先等が明らかであり、かつ、入札対象工事等の名称

及び落札予定者が特定されているとき。

(2) 情報提供者の氏名及び連絡先等が不明で、入札対象工事等の名称及び落札予定者が特定されており、かつ、次の情報が含まれているとき。

- ア．談合に關与した業者名
- イ．談合の日時、場所及び具体的な方法
- ウ．落札予定価格
- エ．当事者以外に知り得ない情報

(3) 前2号に準じる情報があり、事情聴取の必要があると認められるとき。

3 業者選定委員会は、第1項の判断結果を町長に報告するものとする。

(事情聴取)

第5条 落札者決定前に談合情報の通報又は報道等があり、前条の判断の結果、信憑性があると認められるときは、課長等は、次に掲げる事項について入札参加予定業者(共同企業体にあつては構成員。以下同じ。)のすべてから個別に事情を聴取し、その内容について事情聴取書(様式第3号)を作成するものとする。この場合において、事情を聴取する相手は責任ある回答が得られる者とする。

- (1) 工事等の施工・発注を知った時期及びその情報の入手手段
- (2) 工事等の積算体制及び積算内訳取りまとめの経緯
- (3) 入札金額の決定方法
- (4) 指名を知っている社内関係者
- (5) 自社以外の入札参加予定業者の把握状況
- (6) 他社から談合等の働きかけを受けた事実の有無
- (7) 事前に落札者を決定する話し合い等の有無
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 業者選定委員会は、前項の事情聴取の結果等に基づき当該談合情報に対する具体的な対応方針を審議し、その結果を町長に報告するものとする。

3 第1項に基づく事情聴取は、原則として入札執行前に行うものとする。

(入札の執行)

第6条 事情聴取その他の調査の結果が次のいずれかに該当する場合は、当該入札の執行を中止するものとする。

- (1) 不正行為の事実があったことを入札参加予定業者が認めたとき。
  - (2) 明らかに不正行為の事実があったと認められる証拠書類等を得たとき。
- 2 事情聴取その他の調査の結果において、不正行為の疑惑が濃厚であると認められるときは、当該入札の執行を中止することができる。
- 3 次に該当する場合は、入札参加予定業者のすべてから当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書(様式第4号)を提出させるとともに、入札執行後に不正行為の事実が明らかと認められた場合には、当該入札を無効とし契約を解除することがある旨の警告をした後に、入札を執行するものとする。この場合、初度入札時に入札金額見積内訳書を提出させるものとする。
- (1) 談合情報の内容があいまいで具体性に乏しく信憑性に欠けると認められるとき。
  - (2) 事情聴取をした結果、不正行為の事実が確認されなかったとき。

4 入札金額見積内訳書の内容に疑義があるときは、入札を中断し、当該入札参加業者から事情を聴取するものとする。

(落札者決定後又は契約締結後に通報等があった場合の措置)

第7条 落札者決定後に談合情報の通報又は報道等があった場合は、原則として第2条から第5条までを準用する。この場合において、契約(仮契約を含む。)の締結前に通報又は報道等があったときは、事情聴取その他の調査結果が明らかになるまでの間、契約の締結手続きを保留するものとする。

2 落札者決定後から契約締結までの間に談合情報の通報又は報道等があり、第5条の事情聴取その他の調査を行った場合には、その結果に基づき次の措置をとるものとする。

(1) 不正行為の事実があったことを入札参加業者が認めたとき又は明らかに不正行為の事実があったと認められる証拠書類等を得たときは、当該入札を無効とする。

(2) 不正行為の事実が確認されなかったときは、入札参加業者のすべてから当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書(様式第4号)を提出させるとともに、契約締結後に不正行為の事実が明らかとなった場合は当該入札を無効とし、契約を解除することがある旨の警告をした後に契約を締結する。

3 契約締結後に談合情報の通報又は報道等があり、第5条の事情聴取その他の調査を行った場合には、その結果に基づき次の措置をとるものとする。

(1) 不正行為の事実があったことを入札参加業者が認めたとき又は明らかに不正行為の事実があったと認められる証拠書類等を得たときは、当該契約を解除する。ただし、契約が既に完全履行されているとき又は契約を解除することが事業の遂行上著しく困難であると認めるときは、別途必要な措置を講じる。

(2) 不正行為の事実が確認されなかったときは、入札参加業者のすべてから当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書(様式第4号)を提出させる。ただし、誓約書提出後に不正行為の事実が明らかとなった場合は、当該契約の解除その他の必要な措置を講じる。

(町長への報告)

第8条 課長等は、談合情報に対する処理結果について、速やかに談合情報処理報告書(様式第5号)を作成し、次の関係書類を添えて、町長に報告するものとする。

(1) 指名業者一覧又は参加資格者一覧

(2) 談合情報調書

(3) 事情聴取書

(4) 誓約書

(5) 入札金額見積内訳書

(6) 入札(見積)結果表の写し

(7) 不正行為の裏づけとなる資料

(8) 前各号に掲げるもののほか必要と認める関係書類

(公正取引委員会及び埼玉県への資料送付)

第9条 町長は、第3条及び第8条の資料を、その都度、様式第6号により公正取引委員会事務総局及び埼玉県知事へ送付するものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

( 廃止 )

2 談合等の不正行為に関する通報等があった場合の対応について(平成 6 年 11 月 11 日町長決裁)は、廃止する。



様式第2号(要領第3関係)

工事請負等業者選定委員会委員長 あて

課長

談 合 情 報 通 知 書

入札談合等の不正行為に関する通報等がありましたので、次の資料を添えて通知します。

1. 談合情報調書
2. その他( )

様式第3号（要領第5関係）

事 情 聴 取 書

1 事情聴取日時 年 月 日（ ） 時 分

2 事情聴取場所

3 入札対象工事等の名称

4 事情聴取対象業者名

5 事情聴取対象者  
（役職名） （氏名）

6 事情聴取者  
（職名） （氏名）  
（職名） （氏名）

7 事情聴取の内容

1 工事等の施工・発注を知った時期及びその情報の入手手段	（時期） （手段）
2 工事等の積算体制及び積算内訳取りまとめの経緯	（積算担当者） （積算方法）
3 入札金額の決定方法 （1）入札に関する権限を有する者の職・氏名 （2）入札金額の決定方法	（1） （2）
4 指名を知っている社内関係者	
5 自社以外の入札参加予定業者の把握状況 （1）知っているか否か （2）知っている場合は、その業者名及び情報入手手段	（1） （2）
6 他社から談合等の働きかけを受けた事実の有無	（働きかけ等の有無） （有る場合の内容）
7 事前に落札者を決定する話し合い等の有無	（話し合いの有無） （有る場合の内容）
8 その他必要と認める事項	

（注）この事情聴取書は、業者ごとに作成すること。

様式第4号(要領第6関係)  
(単体用)

誓 約 書

宮代町長 様

下記の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令に抵触する行為を行っていないことを誓約します。

また、今後、当該入札に関し談合等の不正行為の事実が明らかになった場合には、入札を無効とし、又は契約を締結したときは、当該契約を解除されても一切の異議申立てはいたしません。

なお、この誓約書の写しが関係機関に送付されても異存はありません。

記

1 入札対象工事等の名称

2 入札日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

(入札参加者)

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

(代理人)

住 所

氏 名

印

様式第4号(要領第6関係)  
(共同企業体用)

誓 約 書

宮代町長 様

下記の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令に抵触する行為を行っていないことを誓約します。

また、今後、当該入札に関し談合等の不正行為の事実が明らかになった場合には、入札を無効とし、又は契約を締結したときは、当該契約を解除されても一切の異議申立てはいたしません。

なお、この誓約書の写しが関係機関に送付されても異存はありません。

記

1 入札対象工事等の名称

2 入札日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

共同企業体の名称

	所在地又は住所	
代表構成員	商号又は名称	社印
	代表者氏名	印

	所在地又は住所	
構成員	商号又は名称	社印
	代表者氏名	印

	所在地又は住所	
構成員	商号又は名称	社印
	代表者氏名	印

様式第5号(要領第8関係)

談合情報処理報告書

- 1 入札対象工事等の名称
- 2 入札予定日時                   平成    年    月    日                   時    分
- 3 入札執行日時                   平成    年    月    日                   時    分
- 4 通報を受けた日時  
  (1) 日時           平成    年    月    日                   時    分  
  (2) 区分(該当する記号を    で囲むこと。)  
      ア 指名・公告前    イ 入札日前       ウ 入札開始前       エ 落札者決定前  
      オ 落札者決定後   カ 仮契約後       キ 契約後           ク 着工後
- 5 談合情報の内容               別添の談合情報のとおり(信憑性; 有 無 )
- 6 事情聴取                       実施(内容は別添事の事情聴取書のとおり)    未実施
- 7 不正行為の事実の有無       有    無
- 8 処理経過・結果(該当する記号を    で囲むこと。)  
      ア 誓約書の提出       イ 入札金額見積内訳書の提出       ウ 入札の中断  
      エ 入札の中止       オ 入札の無効           カ 契約の解除
- 9 特記事項

(注) 次の資料を添付すること。

- ・ 指名業者一覧又は参加資格者一覧、談合情報調書、事情聴取書、誓約書
- ・ 入札金額見積内訳書、入札(見積)結果表の写し、不正行為の裏付けとなる資料
- ・ その他の関係資料

様式第6号(要領第9関係)

公正取引委員会事務総局 様  
埼玉県知事 様

宮代町長

印

談合情報に関する資料の送付について(通知)

当町所管の 工事に關し、入札談合等の不正行為の情報がりましたので、その旨を通報するとともに、下記の資料を送付いたします。

記

送付資料( 印を付したもの)

- 1 談合情報調書(写し)
- 2 誓約書(写し)
- 3 事情聴取書(写し)
- 4 入札結果表(写し)
- 5 その他

( )